

岐阜県公報

目次

告示

- 飛驒市の区域内の字の区域変更
保安林に指定する予定である旨の通知
(市町村課) 四四七^{ページ}
- 解除予定保安林とする旨の通知
(治山課) 四四八
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知
(同) 四五〇
- (同) 四五〇

公示

- 特定非営利活動法人の設立認証申請
(環境生活政策課) 四五二
- 特定非営利活動法人の定款変更認証申請
(同) 四五二
- 大規模小売店舗の変更の届出に関する件
(商業流通課) 四五二
- 国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証
(都市政策課) 四五二
- 開発行為の工事の完了
(建築指導課) 四五四

告示

岐阜県告示第四百十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、飛驒市の区域内の字の区域を変更した旨飛驒市長から届出があったので、同条第二項の規定により告示する。これにより新たに画する字の区域は次のとおりであつて、地番等は掲示場に掲示する。

新たに画する字	新たに画する字の区域に含まれる従前の字
古川町数河字歩行山	古川町数河字向山の一部
古川町数河字東田	古川町数河字熊谷の一部
古川町数河字宮田	古川町数河字熊谷の一部
古川町数河字小言司	古川町数河字上野の一部
古川町数河字小宮司	古川町数河字上野の一部
古川町数河字尾ノ上	古川町数河字大西の一部
古川町数河字下笠	古川町数河字巾田の一部
古川町数河字立道	古川町数河字宮ヶ洞の一部

第千九百五十七号
平成二十年六月二十日

(金曜日)

古川町数河字府 県野	古川町数河字祖母原の一部
古川町数河字か んばの	古川町数河字かんばの道下の一部、字大野の一部、字種村の一部
古川町数河字大 御堂	古川町数河字かんばの道下の一部
古川町数河字か んばの道下	古川町数河字かんばの道下の一部、字種村の一部
古川町数河字神 坂谷	古川町数河字菅生の一部
古川町数河字出 ケ谷	古川町数河字神田野の一部
古川町数河字種 村	古川町数河字神田野の一部
古川町数河字神 田野	古川町数河字出ケ谷の一部
古川町数河字東 黒土	古川町数河字西黒土の一部
古川町数河字猪 喰畑	古川町数河字清水の一部、字かまやの一部
古川町数河字清 水	古川町数河字猪喰畑の一部

この処分は、平成二十年六月二十日から効力を生ずる。
平成二十年六月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 掲示場
県庁及び飛騨市役所
- 二 掲示物
字界変更調書 その他必要な書類

三 掲示期間

平成二十年六月二十日から
同 年七月十一日まで

岐阜県告示第四百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。
平成二十年六月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

高山市上宝町蔵柱字榎田ケ洞五一七九から五一九〇まで

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が存在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年六月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

中津川市付知町字吉本一〇〇二九の一七、字笹薙一〇四八三の一・一〇四九八
(以上二筆について、次の図に示す部分に限る。)、一〇五〇四、一〇五〇五、一〇五
〇七、一〇五二二から一〇五二四まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る
市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部
治山課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保
安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年六月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

中津川市付知町字ノタノ沢七二九八、七三〇〇、七三〇一の一、七三〇六の七五か
ら七三〇六の七七まで、七三〇六の八六から七三〇六の八九まで、七三〇七

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る
市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び中津川市役所
に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保
安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年六月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市大和町剣字明見山二二三九の四三、二二三九の四七、二二三九の四八、二二
三九の五三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る
市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に
備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年六月二十日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市大和町大間見字古屋九九六の二

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の保安林を解除予定保安林とする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年六月二十日

岐阜県知事 古田 肇

一 解除に係る保安林の所在場所

恵那市長島町久須見字洞一二四五の八七、一二四五の八八

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

岐阜県告示第四百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年六月二十日

岐阜県知事 古田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

土岐市妻木町字東山三〇二〇の一、鶴里町柿野字長沢二五四六の一、字北山三三八

一の一三五、泉町河合字賤洞一二二一の一

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び土岐市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十年六月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十年五月二十九日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人緑風川島

三 代表者の氏名 脇田 豊

四 主たる事務所の所在地 岐阜県各務原市川島松原町二九三番地一

五 定款に記載された目的 この法人は、広く社会に向けて、人権及び環境に関する様々な啓蒙啓発活動を行い、また清掃美化活動及び環境の管理等を通して暮らしやすい地域社会の形成に貢献し、もって誰もが安心・安全で豊かに暮らせるまちづくりに寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十年六月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十年六月六日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ART CARRAVAN・SOL

OR

三 代表者の氏名 吉田 宏之

四 主たる事務所の所在地 岐阜県恵那市長島町永田二四三番地

五 定款に記載された目的 この法人は、メキシコ及び中南米をはじめとする諸国

又日本等における、知的・身体的・精神的障害児を含むすべての児童をはじめ多様な人々に対して、芸術・文化・科学・スポーツ等の教育及び活動に関する事業を行い、知育・情操教育の推進及び芸術・文化・科学・スポーツ等の発展、及びその事業を行う地域の発展に、また次世代を担う青年たちの育成に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十年六月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十年六月九日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人どれみ

三 代表者の氏名 横山 将英

四 主たる事務所の所在地 岐阜県中津川市落合一〇〇五番地の三

五 定款に記載された目的 この法人は、介護を必要とする高齢者とその介護者及び子育て中の親権者に対して、在宅介護に関わる支援サービスと子育てに関する事業を行い、地域社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十年六月二十日から四月間岐阜県産業労働観光部商業流通課及び東濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十年六月二十日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成二十年六月九日

二 届出者の氏名又は名称

有限会社おかげ

三 建物の名称及び所在地

ヒバリヤ多治見店

多治見市光ヶ丘三丁目四十三番地の一 外

四 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) スリーワイ多治見インター店

(変更後) ヒバリヤ多治見店

大規模小売店舗において小売業を行う者

(変更前) 株式会社スリーワイ 外二者

(変更後) 株式会社ヒバリヤ 外二者

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十年六月二十日

岐阜県知事 古田 肇

一 調査を行った者の名称

恵那市

二 調査を行った地域

岐阜県恵那市上矢作町字木地山・室沢・磯沢の一部(小笹原)(一)

三 調査を行った期間

平成十五年度から平成十七年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県恵那市(上矢作町字木地山・室沢・磯沢の一部)の地籍図

岐阜県恵那市(上矢作町字木地山・室沢・磯沢の一部)の地籍簿

五 認証年月日

平成二十年六月二十日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十年六月二十日

岐阜県知事 古田 肇

一 調査を行った者の名称

恵那市

二 調査を行った地域

岐阜県恵那市明智町大泉の一部(大舟)

三 調査を行った期間

平成十五年度から平成十九年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県恵那市(明智町大泉の一部)の地籍図

岐阜県恵那市(明智町大泉の一部)の地籍簿

五 認証年月日

平成二十年六月二十日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土

調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十年六月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

下呂市

二 調査を行った地域

岐阜県下呂市金山町福来の一部（黄綿谷 赤朽口）

三 調査を行った期間

平成十四年度から平成十八年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県下呂市（金山町福来の一部）の地籍図

岐阜県下呂市（金山町福来の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十年六月二十日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十年六月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

下呂市

二 調査を行った地域

岐阜県下呂市野尻の一部（野尻4）

三 調査を行った期間

平成十七年度及び平成十八年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県下呂市（野尻の一部）の地籍図

岐阜県下呂市（野尻の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十年六月二十日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十年六月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

中津川市

二 調査を行った地域

岐阜県中津川市字殿塚・下海渡（殿塚）

三 調査を行った期間

平成十六年度及び平成十七年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県中津川市（字殿塚・下海渡）の地籍図

岐阜県中津川市（字殿塚・下海渡）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十年六月二十日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十年六月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

- 二 調査を行った地域
岐阜県中津川市付知町字大胡桃・喜六雑・平四郎新田・桑木雑の一部(8区)
- 三 調査を行った期間
平成十五年度及び平成十六年度
- 四 地図及び簿冊の名称
岐阜県中津川市(付知町字大胡桃・喜六雑・平四郎新田・桑木雑の一部)の地籍図
岐阜県中津川市(付知町字大胡桃・喜六雑・平四郎新田・桑木雑の一部)の地籍簿
- 五 認証年月日

平成二十年六月二十日

開発行為の工事の完了

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により公示する。

平成二十年六月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

開発許可(変更許可)番号及び年月日 岐阜県指令岐建築第三四号の一九二〇一一 平成二〇・三・一九	開発区域又は工区に含まれる地域の名称 瑞穂市古橋字向桁一七四六番一及び一七四七番一	公共施設の 種類 道路	公共施設の 位置及び区 域 開発登録簿 による	開発許可を受けた者の住所及び氏名 稲沢市高御堂一丁目三番一八号 東新住建株式会社 代表取締役 深 川 堅 治
同岐建築第三四号の一九二〇一三 同二〇・三・二五	同 市牛牧字宮下三三三番一及び三三三番一 四番一	同	同	瑞穂市牛牧二九二番地 青 木 英 志
同中建築第三五号の三 同一九・八・六 同中建築第四四号 同二〇・四・八 同中建築第四四号の 三 同二〇・五・一五	美濃加茂市蜂屋町上蜂屋字石塚三四八 七番一、三四八七番五、三四八七番十 四の一部、三四八七番一一、三四九五 番一〇四及び三四九五番一四一	道路、下水 道、消防の 用に供する 貯水施設	同	岐阜市日野西四丁目五番二号 株式会社岐阜住宅サービス 代表取締役 小 原 明 美

平成二十年六月二十日印刷
平成二十年六月二十日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一
岐阜県庁

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三
定価 一か年 四八、〇〇〇円(送料共)(消費税二、二八六円を含む)